

平成二十九年四月一日付け広島県報（号外）第二十四号に登載の広島県公営企業管理規程第二号（広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程）の一部を次のように訂正する。

企業局企業総務課長

ページ	行	誤	正
—	八から一一	<p>第一百七条第一項中「廃棄」の下に「（以下この条において「滅失等」という。）」を加え、同条第二項中「資産が」の下に「耐用年数の経過前に」を加え、「滅失」を「滅失等」に改め、「計」を「経理」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「滅失等により失われた部分に係る」を加え、同条第四項中「時価が」の下に「滅失等により失われた部分に係る」を加え、「計」を「経理」に改める。</p>	<p>第一百七条第一項中「廃棄した」の下に「（以下この条において「滅失等した」という。）」を加え、同条第二項中「固定資産が」の下に「耐用年数の経過前に」を加え、「滅失し、損壊し、若しくは貸倒れ、又はこれを廃棄した」を「滅失等した」に改め、「当該滅失、損壊又は廃棄（以下この条において「滅失等」という。）」を「当該滅失等したこと」に改め、「計理」を「経理」に改め、同条第三項中「前項の規定を適用する場合において、」を削り、「固定資産の滅失等」を「固定資産が滅失等したこと」に改め、「当該滅失等をした」を「当該滅失等した」に改め、「ときは、」の下に「滅失等したことにより失われた部分に係る」を加え、「同項の」を「資産の」に改め、同条第四項中「固定資産の滅失等」を「固定資産が滅失等したこと」に改め、「時価が」の下に「滅失等したことにより失われた部分に係る」を加え、「第二項の」を「資産の」に改め、「計理」を「経理」に改める。</p>